

選別結果が相違しているファイル一覧

資料5

NO	実施機関						二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
	所属名 (実施機関)	ファイル 番号	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別 結果	選別基準 該当番号	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
1	生涯学習課 (教育委員会)	18	H24	5	黒潮若者自立塾 取扱注意	廃棄	若者の学び直しと自立支援に関する文書であり、選別基準12に該当するため、移管が適当	移管	12	廃棄	当該塾は国から直接委託を受けており、県が実施した施策でないため。選別基準に該当しないこと、また、塾が閉所していることから廃棄が適当と考える。
2	発電管理事務所 (公営企業局)	99	H21	10	杉田貯水池の土地崩落について	廃棄	県内で発生した災害に関する公文書であるため、選別基準23が該当し移管が適当	移管	23	廃棄	当該報告書は、県民生活に影響を与えた災害が発生した日と同日に、公営企業局が管理する土地で発生した一被害の報告書に過ぎず、本件により県民生活に顕著な影響を与えたわけでもないため
3	森づくり推進課 (知事部局)	83	H26	5	作成年度26 森林整備公社 分収林契約適正化事業 分類番号05-01-08 保存年限5	廃棄	分収林として管理していくにあたって実施された調査・分析や結果に基づく分収割合等に関する内容が記載されており、事業効果もあつた内容であるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管	3	廃棄	本事業は、県を介さずに林野庁と公社との間で実施された補助事業です。本ファイルはその写しとなっています。事業の内容は、変更契約の前段の手続き(交渉)に関する経費(人件費等)の支出となっています。事業実施で変更契約のきっかけとなったものですが、分収割合の変更契約を綴られていません。県は事業の窓口にもなっていないことから、「基準12」に該当しないものと考えます。